

令和8年 第1回松田町議会臨時会 会議録 (第1日目)

令和8年4月24日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北 村 和 士	2 番	武 尾 哲 治	3 番	吉 田 功
4 番	中津川 定 雄	5 番	秋田谷 光 彦	6 番	古 谷 星工人
7 番	平 野 由里子	8 番	田 代 実	9 番	井 上 栄 一
10 番	南 雲 まさ子	11 番	飯 田 一	12 番	寺 嶋 正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	野 崎 智	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 兼 税 務 課 長	中津川 文 子
政 策 推 進 課 長 兼定住少子化担当室長	鍵和田 龍 太	総 務 課 長	山 岸 裕 子
安全防災担当室長	鍵和田 栄	町 民 課 長 兼 寄 出 張 所 長	堀 谷 恵 子
福 祉 課 長	宮 根 正 行	子 育 て 健 康 課 長	高 橋 英 子
参事兼観光経済課長	遠 藤 洋 一	ま ち づ く り 課 長 兼 駅 周 辺 事 業 推 進 担 当 室 長	柳 澤 一 郎
環 境 上 下 水 道 課 長	渋 谷 昌 宏	教 育 課 長	椎 野 晃 一
生涯学習推進課長	遠 藤 雅 典	—————	—————

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	渋谷 好 人	書 記	石 井 友 子
---------	--------	-----	---------

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告
- 日程第 4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（松田町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 議案第26号 松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第27号 松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 1 委員会の閉会中の継続審査申出書
- 日程第 7 議案第28号 工事請負契約の締結について（令和8年度松田町生涯学習センター屋上防水工事）
- 日程第 8 議案第29号 令和8年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議員派遣について

6. 議会の状況

議 長 皆様、おはようございます。春風の心地よい季節になりましたが、議員各位におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、去る4月21日に松田町告示第41号により令和8年第1回松田町議会臨時会の招集がされました。本日は定刻までに御参集いただき、ここに臨時会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

なお、朝日新聞社様より写真撮影、神奈川新聞社様より写真撮影、神静民報社様より写真撮影、録音、タブレットの使用、議会事務局から録音の申出があり許可をしておりますので、御承知おき願います。

それでは、ただいま出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治

法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（9時00分）

本日の議事日程はお手元にお示しのとおりです。

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。6番 古谷星工人君、7番 平野由里子君の両名をお願いいたします。

議 長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

この臨時会を開催するに当たりまして、本日4月24日午前8時30分より議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長平野由里子君。

議会運営委員長 皆さんおはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和8年第1回松田町議会臨時会の招集に当たり、4月24日午前8時30分より役場4階大会議室におきまして、委員6名全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日4月24日の1日とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。日程第1「会議録署名議員の指名について」から日程第9「議員派遣について」を行います。

承認第5号については、質疑等を行い即決でお願いします。

「議案第26号松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例」、「議案第27号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」については、説明の後に質疑を行い、特別委員会に付託をいたします。

議案第28号、議案第29号は、質疑等を行い即決でお願いいたします。

最後に、日程第9「議員派遣について」を行い、閉会の予定です。

以上で議会運営委員会の報告を終了いたしますが、不明な点がございましたら、ほかにも委員がおられますので、補足説明をお許し願いたいと思います。

以上です。

議 長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。この臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委

員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、令和8年第1回松田町議会臨時会の会期は、
本日4月24日の1日と決定いたしました。

議 長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町 長 皆さんおはようございます。日増しに新緑の季節を感じる今日この頃でござ
いますが、議員各位におかれましてはますます御健勝のことと心からお喜びを
申し上げます。

さて、去る4月21日に令和8年第1回松田町議会臨時会を招集いたしました
ところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多用のところ、議員全
員の御出席を賜り、本臨時会が開催されますことをまずもって御礼申し上げま
す。ありがとうございます。

まず初めに、これまでの事業や行事につきましては、6月定例会において御
報告をさせていただきますので御了承願います。

本日の臨時会に付議いたしましたものは、承認第5号専決処分の承認を求め
ることについて（松田町税条例の一部を改正する条例）につきましては、地方
税法等の一部を改正する法律の施行により、町税条例の一部を改正する必要が
生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部改正を専決処
分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるも
のでございます。

議案第26号松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてと、議案
第27号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につ
きましては、水道事業が将来的にわたって健全な経営を維持し、安全で安心な
水道水の供給を確保することに必要となる適正な水道料金の設定のため、所要
の改正をしたいので御提案するものでございます。

議案第28号工事請負契約の締結につきまして（令和8年度松田町生涯学習セ
ンター屋上防水工事）は、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得ま
たは処分に関する条例第2条の規定により議会に提案するものでございます。

議案第29号令和8年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、宇津茂水源取水ポンプ更新工事に伴う補正をさせていただくものでございます。

この案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、担当課長より御説明申し上げますので、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

またこのたび、4月1日付で人事異動を発令し、幹部職員の昇格や異動がございますので御紹介をさせていただきます。該当職員は立って御挨拶をしてください。

まず、昇格について申し上げます。子育て健康課長に高橋英子君。

次に、異動等について申し上げます。政策推進課長兼定住少子化担当室長に鍵和田龍太君。総務課長に山岸裕子君。会計管理者兼税務課長兼出納室長に中津川文子君。環境上下水道課長に渋谷昌宏君でございます。

幹部職員をはじめほか職員につきましては、町民の声に対応した町政運営に取り組んでいくために、松田町を思い主体的に行動することで、町民が安心して生活ができる環境を整え、ふるさと松田への郷土愛を育み、協働・連携協力を積極的に進めてまいりますので、議員各位におかれましては引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げて、本日の私からの行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の行政報告を終わります。

議 長 日程第4「承認第5号専決処分の承認を求めることについて（松田町税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第5号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、松田町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

令和8年4月24日提出、松田町長 本山博幸。

よろしくお願いします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 承認第5号専決処分の承認を求めることについて御説明させていただきます。

令和8年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたところでございます。これにより、町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、4月1日からの課税に係るものについては特に緊急を要し、議会を招集する時間的な余裕がなかったため、専決処分により条例改正を行ったものでございます。

2ページ目に専決処分書、3ページ目に改正文、6ページ目に参考資料1として新旧対照表、17ページ目に参考資料2として本年3月の議会全員協議会で御説明申し上げました資料を添付させていただいております。

今回の改正は、軽自動車税の環境性能割の廃止に係るもので、国内自動車市場の活性化を図るとともに自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和8年3月31日をもって廃止されることから改正するものでございます。

詳細につきましては新旧対照表にて御説明させていただきますので、恐れ入りますが6ページ目の参考資料1を御覧ください。

今回の改正につきましては軽自動車税環境性能割を廃止し、軽自動車税種別割を軽自動車税に名称を改めるものでございます。改正内容は多岐にわたるものの、基本的には上位法、地方税法の改正に基づくものとなりますので、ページが前後いたしますが、改正される条項をまとめて御説明させていただきます。

環境性能割の廃止に伴い削除いたします条文は、新旧対照表の2ページ中段第28条第2項、3ページの第28条の2第3項及び第4項、第28条の3から4ページにかけてあります28条の6まで、8ページ下段、附則第15項から10ページにわたります第21項まで及び、第25号の各条項につきましては、環境性能割に関する規定を定めているため、地方税法に基づき削除いたします。

また、環境性能割の廃止に伴い、規定の一部を改める条文につきましては、新旧対照表、お手数ですが 2 ページにお戻りいただきまして、右側が現行、左側が改正案になります。第28条第 1 項及び第 3 項、第28条の 2 第 1 項及び第 2 項、7 ページに移ります。34条第 2 項の各条項におきましては、環境性能割に関する規定を削り、引用規定を改めるなど地方税法に基づき改正を行うものであります。

なお、現行の種別割を軽自動車税に改める条文につきましては、お手数ですが新旧対照表 1 ページにお戻りいただきまして、第 8 条第 1 項、2 ページの第 8 条第 3 項、5 ページ最下段、第28条の 7、6 ページ第29条、第30条、第31条、第32条、7 ページ、第33条、第34条の第 2 項及び第 6 項、10ページ附則第 22項、第23項、第24項の各条項において、種別割を軽自動車税に改めるものでございます。

再び申し訳ありませんが、新旧対照表 2 ページにお戻りいただきまして、中段の現行第28条第 3 項につきましては、項ずれにより第 2 項に改めます。

5 ページ最下段、現行の第28条の 7 につきましては、条ずれにより、第28条の 3 に改めます。

10ページでございます。附則第22項につきましては、対象となる軽自動車税について変更はありませんが、地方税法の改正により、現行法第444条の 3 項に規定するを道路運送車両法第60条第 1 項後段の規定による引用規定を改めるものでございます。

第23項につきましては、グリーン化特例の適用期限が令和10年 3 月31日まで 2 年間延長されたことにより、現行令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日を令和 7 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日に改めるものです。

第24項につきましては、地方税法の改正により、現行法第446条第 1 項第 3 号を同項に引用規定を改め、営業用乗用車については、グリーン化特例の適用期限は延長されずに終了となることから、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に限り、令和 8 年度の軽自動車税の軽減対象となるため、現行の令和 4 年 4 月 1 日を令和 7 年 4 月 1 日に、当

該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度を令和８年度に改めます。

なお、現行の附則第22項から第24項までにつきましては、附則15項から第21項までが削除されたことに伴い、項ずれにより７項ずつ繰り上げます。

11ページ最下段、現行の第26条につきましても、項ずれにより第18項に改めます。

なお、この改正に合わせて、第７条の４第３項第１号、第８条の第２項、第13条の第２項、第30条第２項、第33条第１項の各条項におきまして字句の修正を併せて行っております。

恐れ入りますが、５ページ目の改正本文にお戻りいただきまして、改正文３ページの附則でございます。

第１項、施行期日は令和８年４月１日からとすること。経過措置として、第２項では、改正後の新条例は令和８年度以後の年度分について適用すること。第３項では、この条例の施行日より前に取得した軽自動車税の環境性能割については、従前の例によること。第４項では、令和７年度分までの軽自動車税種別割については、従前の例によることを定めているものでございます。

説明は以上でございます。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「討論省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。承認第５号専決処分の承認を求めることについて（松田町税条例の一部を改正する条例）について、

原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。9時25分より議会全員協議会を開催いたしますので、大会議室に御参集くださるようお願いいたします。 (9時09分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時45分)

お諮りいたします。日程第5「議案第26号松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例」と日程第6「議案第27号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の2件の議案につきましては、水道料金の設定のための所要の改正をするための提案をするものです。よって、一括議題、松田町会議規則第36条個別審議とさせていただきたいと思います。このように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。この2議案は一括議題、個別審議とすることに決定しました。

日程第5「議案第26号松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例」と日程第6「議案第27号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。町長の提案説明を求めます。

町 長 それではお認めいただいたように、同時に上程させていただきます。

議案第26号松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

次に、議案第27号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙に定める。

令和8年4月24日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。水道事業が将来にわたって健全な経営を維持し、安全で安心な水道水の供給を確保することに必要となる適正な水道料金の設定のため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。それでは、議案ごとに審議しますので、議

案第26号松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、議案第26号松田町水道事業給水条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

条例改正の背景・目的でございます。松田町における水道料金は、平成6年4月の改定以来、約30年料金を維持してきましたが、給水人口減少による減収と物価高騰で赤字となっております。町では今後も健全な水道事業を継続していくため、松田町水道事業運営審議会を設置し、審議を重ねてきましたが、施設の更新や耐震化を見据えると、水道料金の改定、値上げは避けられないとの結論に至りました。このことから、老朽化した水道管の更新や耐震化を進め、今後も安全に水を届けるために料金を改定するものです。

条例改正の概要でございます。松田町水道事業給水条例に規定されております料金について、専用給水装置及び共用給水装置の基本料金及び超過料金の全ての料金について、現行料金に対して一律に35%を加算した料金改定をするものです。

それでは、議案を2枚おめくりいただきまして3枚目の参考資料の新旧対照表を御覧ください。右側現行、左側改正案でございます。

第24条の表中、用途の区分、専用給水装置の家事用ですが、基本料金10立方メートルまで650円を改正案では878円に、超過料金ですが、10立方メートルを超え20立方メートルまで70円を改正案では95円に、また20立方メートルを超え30立方メートルまで75円を改正案では102円に、30立方メートルを超え50立方メートルまで80円を改正案では108円に、50立方メートルを超える分、85円を改正案では115円にそれぞれ改めるものです。

次に業務用ですが、基本料金10立方メートルまで1,100円を改正案では1,485円に、超過料金10立方メートルを超え50立方メートルまで120円を改正案では162円に、50立方メートルを超え100立方メートルまで130円を改正案では176円に、100立方メートルを超え500立方メートルまで140円を改正案では189円に、また500立方メートルを超える分、150円を改正案では203円にそれぞれ改める

ものです。

次に、学校用ですが、基本料金10立方メートルまで1,000円を改正案では1,350円に、また10立方メートルを超え100立方メートルまで65円を改正案では88円に。次ページをお願いします。100立方メートルを超え200立方メートルまで70円を改正案では95円に、200立方メートルを超え500立方メートルまで75円を改正案では102円に、500立方メートルを超える分80円を改正案では108円にそれぞれ改めるものです。

次に、臨時用ですが、基本料金10立方メートルまで1,500円を改正案では2,025円に、10立方メートルを超える分、200円を改正案では270円にそれぞれ改めるものです。

続きまして、共用給水装置でございます。家事用ですが、基本料金10立方メートルまで650円を改正案では878円に、超過料金10立方メートルを超え20立方メートルまで70円を改正案では95円に、20立方メートルを超え30立方メートルまで75円を改正案では102円に、30立方メートルを超え50立方メートルまで80円を改正案では108円に、50立方メートルを超える分、85円を改正案では115円にそれぞれ改めるものです。

次に、業務用ですが、基本料金10立方メートルまで1,100円を改正案では1,485円に、超過料金10立方メートルを超え50立方メートルまで120円を改正案では162円に、50立方メートルを超え100立方メートルまで130円を改正案では176円に、100立方メートルを超え500立方メートルまで140円を改正案では189円に、500立方メートルを超える分、150円を改正案では203円にそれぞれ改めるものです。

改正条例本文を御覧ください。附則でございますが、施行期日です。

1、この条例は令和8年9月15日から施行します。

経過措置でございます。2、この条例による改正後の第24条の表の規定は、この条例の施行の日（以下、「施行日」という。）以後に行う水道メーターの検針（以下、「検針」という。）に係る料金について適用し、施行日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

お諮りいたします。ただいま議題となっています本案につきましては、特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって本案は特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査することに決定いたしました。

(「異議なし」の声多数)

ここで暫時休憩いたしますので、休憩中に委員の選出、正副委員長の選任をお願いします。決定しましたら議長まで報告願います。暫時休憩いたします。

(10時56分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(11時00分)

休憩中に松田町上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員会の委員が決定いたしましたので読み上げます。

北村君、吉田君、古谷君、中津川君、飯田君、井上君、6名です。委員長には井上君、副委員長には吉田君が決定いたしました。審査をよろしく願いいたします。なお、議長もオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第27号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、議案第27号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

条例改正の背景・目的でございますが、議案第26号と同一の目的でありますので省略をさせていただきます。

条例改正の概要でございます。松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例に規定されております別表第1第4条関係について、基本使用料及び超過使用料の全ての料金について、現行料金に対して一律に35%を加算した料金改定をするものです。

それでは、議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目の参考資料の新旧対照表を御覧ください。

別表第1第4条関係でございます。右側が現行、左が改正案でございます。

表中、基本使用料10立方メートルまで650円を改正案では878円に、超過使用料1立方メートルにつき10立方メートルを超え20立方メートルまで70円を改正案では95円に、20立方メートルを超え30立方メートルまで75円を改正案では102円に、30立方メートルを超え40立方メートルまで80円を改正案では108円に、40立方メートルを超え50立方メートルまで85円を改正案では115円に、50立方メートルを超え60立方メートルまで90円を改正案では122円に、60立方メートルを超え70立方メートルまで95円を改正案では129円に。次のページをお願いいたします。70立方メートルを超え80立方メートルまで100円を改正案では135円に、80立方メートルを超え90立方メートルまで105円改正案では142円に、90立方メートルを超え100立方メートルまで110円を改正案では149円に、100立方メートルを超える分、120円を改正案では162円にそれぞれ改めるものです。

改正条例本文を御覧ください。附則でございます。

施行期日です。1、この条例は令和8年9月15日から施行します。

経過措置でございます。2、この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下、「施行日」という。）以後に行う水道メーターの検針（以下、「検針」という。）に係る料金について適用し、施行日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めてよろしいでしょうか。それでは質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっています。議案第27号松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、設置されました特別委員会に付託の上審査することとしたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって本案は、松田町上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員会に付託の上審査することと決定いたしました。

暫時休憩といたします。休憩中に特別委員会を開催し、審議してください。

(11時07分)

休憩を解いて再開いたします。

(11時23分)

お諮りします。休憩中に松田町上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員会委員長より、会議規則第74条の規定により、委員会の閉会中の継続審査申出書の提出がありました。この申出書を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員会の閉会中の継続審査申出書を追加日程第1として議事日程に追加をお願いいたします。事務局は配付してください。

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

追加日程第1「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。

松田町上水道事業及び寄簡易水道事業料金改定審査特別委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第7「議案第28号工事請負契約の締結について（令和8年度松田町生涯学習センター屋上防水工事）」を議題といたします。町長の提案説明を求めます。

町長 議案第28号工事請負契約の締結について（令和8年度松田町生涯学習センター屋上防水工事）。

令和8年度松田町生涯学習センター屋上防水工事の請負について、次のとおり契約を締結するものとする。

- 1、契約の目的 令和8年度松田町生涯学習センター屋上防水工事。
- 2、契約の方法 指名競争入札による契約。
- 3、請負代金額 一金50,017,000円也。
- 4、契約の相手方 神奈川県小田原市東町5丁目4番26号、株式会社ケンジョウ、代表取締役、小澤賢。

令和8年4月24日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。よろしく願います。

議長 町長の提案説明は終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 議案第28号工事請負契約の締結について御説明させていただきます。恐れ入ります。議案の2ページ目をお願いいたします。

参考資料1、工事請負契約書の写しでございます。今回の契約につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5,000万円を超える工事請負契約のため、提案をさせていただくものでございます。

なお、情報公開条例に基づきまして、参考資料1の工事請負者の印影及び次のページ、参考資料2の入札経過調書の自署及び印影等を墨塗りしております。

す。

それでは、参考資料 1、工事請負契約書について御説明をさせていただきます。

1、工事名、令和 8 年度松田町生涯学習センター屋上防水工事。

2、工事場所、足柄上郡松田町松田惣領2078番地。

3、工期は、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づく議会の議決を得た日から 5 日以内から、終期につきましては令和 8 年10月31日まででございます。

4、請負代金5,001万7,000円、内取引に係る消費税及び地方消費税の額は454万7,000円でございます。

5、前払金、6、部分払については記載のとおりでございます。

7、契約保証金につきましては、請負代金の10分の 1 以上でございますので、500万1,700円でございます。

8、契約金支払場所は記載のとおりでございます。

上記の工事について、発注者と請負者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得るまで仮契約とする。

令和 8 年 4 月21日、発注者、住所、神奈川県足柄神郡松田町松田惣領2037番地、氏名、松田町長 本山博幸。

請負者、住所、神奈川県小田原市東町 5 丁目 4 番26号、氏名、株式会社ケンジョウ、代表取締役 小澤賢。

次のページをお願いいたします。参考資料 2、入札経過調書でございます。

最上段の一番左側の欄、予定価格から左から 4 番目最低制限価格の110分の 100について御説明をいたします。

一番左側の予定価格は5,280万円でございます。左から 2 番目の入札書比較

価格は4,800万円で、この入札書比較価格は予定価格の消費税抜きの価格でございます。左から3番目の最低制限価格は4,857万6,000円でございます。この最低制限価格は、契約内容に適合した工事の履行を確保するために設けるもので、本町は500万円以上の工事を対象に設定をしております。左から4番目の最低制限価格の110分の100は4,416万円で、これは最低制限価格の消費税抜きの価格でございます。一番右側の欄、入札執行場所は電子入札でございます。件名及び場所につきましては、記載のとおりでございます。

入札年月日は令和8年4月17日、午前9時開札でございます。

入札参加者の名称でございますが、最上段の株式会社TSUNODAから最下段の株式会社ケンジョウまでの11者でございます。入札につきましては、左から4番目の最低制限価格の110分の100の4,416万円から、左から2番目の入札書比較価格の4,800万円の間で競うものとなります。

第1回目入札の欄を御覧ください。第1回目の入札において、最下段の株式会社ケンジョウが4,547万円で、この価格が最低制限価格の110分の100と入札書比較価格の間に収まりましたので、第1回入札で落札となりました。

最上段の右から2番目の落札価格を御覧ください。第1回入札価格4,547万円に消費税を加算いたしました5,001万7,000円が契約金額となります。

恐れ入ります。次のページをお願いいたします。参考資料3でございます。

令和8年度松田町生涯学習センター屋上防水工事の平面図でございます。工事場所は平面図の中央、墨塗り部分、生涯学習センターでございます。工事の内容につきましては、屋上防水工2,706平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

8 番 田 代 2点ほど質問があります。入札経過調書、このページを開いてください。

今までこういった議会承認工事契約の締結について、入札経過調書をいろいろ拝見させていただいているんですけど、今回はちょっと異例な感じがします。と申しますのが、棄権と辞退、これが5件です。それと今度は最低制限価格未満、これが3件。予定価格超過が2件。これが合計11件、指名したうち業

者から10件がまともに入札から外れるんですよね。残ったのは1件だけなんですよ。これに対してまず設定金額、これについてどうだったのかな。これについては副町長が技術で詳しいと思うのでお願いしたいと思います。または町長でも構わないです。

あとは結果的に11者が全部無効みたいな感じですよ。1者が残ったので、これで制度上成立するんだと思うんですけども、この辺についてどういうふうに見たらよろしいのかね。その2点について回答をお願いいたします。

副町長 設計金額について、詳細についてはちょっと担当のほうから報告をさせていただきます。

それとこの形ですけども、まず棄権、辞退というところは、今回に限らずやはりここ数年、このような状況が見られているのは何件かございます。この理由として、その都度その都度棄権された業者さん、また辞退された業者さんに状況が把握できる範囲で聞いておりますと、やはり一番は技術者の不足という中で、やはり会社で予定されている現場以外の現場になかなか技術者を派遣できないといったところが一番大きな理由として挙げられております。そういった中でやむを得ず辞退をさせてくださいと。棄権のほうは連絡もないんですけども、そのような状況が続いているというところでもございます。

それと最低制限価格が3者下回っているというところですが、うちのほうの最低制限価格の設定については、これは国のほうの総務省並びに国土交通省のほうから通知が来ておりまして、そこに直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費にそれぞれ経費を掛けて出すという算出がございます。それを基に算出をしておる金額でございますので、そこについてはルールどおりの算定方式としておるところでもございます。

このような結果になったというところは、業者さんの考えというか積算状況だと思いますが、これはあくまで私の経験というところで申し上げますと、一つはここで考えられるのは材料というところが自分のところで調達できる部分と、やはり購入しなければならないといったところが一つ影響しているのかなと。自分ところに在庫を抱えている業者さんとしてはそれなりの安い金額で入

れられるのかなというところが考えられます。これはあくまでも私の今までの経験の中での御意見としてちょっと聞いておいていただければと思います。

私のほうからは以上でございます。

生涯学習推進課長 単価の部分の御質問でございます。こちらの採用単価につきましては、まず参考の見積書を徴集しまして、その参考見積りと、直近で町のほうの同様の工事で設計委託から出た単価を参照し、著しい乖離がなかったということで、そういった参考見積りの単価を採用させていただき積算したものでございます。

また、経費の部分につきましては、国土交通省で出している経費を算出し、先ほど副町長のお答えにありましたが共通仮設費、現場管理費、一般管理費につきましては国のほうの出している率での積算とさせていただいているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

8 番 田 代 参考見積りを徴集して、経費ですか、これを示して積算したと。ちなみに要は設計委託ではなくて、正規に設計事務所に委託したのではなくて、見積徴集と。額が5,000万円を超える。4,000万円か、そうだな。4,000万円を超える、予定価格で5,200万円だから相当な額ですよ。これを委託、または庁内にも設計、要するに測量ではなくて建築の設計士もおりますよね。その辺との連携、その辺はどうされたのか。要するに参考見積りを何者から取られたのか。

あとは庁内のまちづくり課にいられると思うんですけども、そういった設計者との調整、その辺はどういうふうにされたのか、それについてお願いいたします。

生涯学習推進課長 見積りの徴集業者につきましては、数者お声をかけたところではあるんですが、業務御多忙というところかと思うんですが、実際提出いただいたのが1者のみとなっております。しかしながら直近で設計委託をした工事、町のほうで。その単価と同様の工事の部分の単価比較をさせていただき、著しい乖離がないというところは確認をさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

8 番 田 代 とにかく5,000万円を超える工事で、それでまちづくり課の設計士には見て

もらっていなかった。その辺はどうですか。

町 長 私でよろしいですか。御存じのように松田町の中で1級建築士の資格を持っているのは私しかいないので、私のほうで今回は見させていただきました。おっしゃるとおりに、まず私のところに決裁を持ってきたときに1者しか見ていないという話でしたので、寄小学校の改修工事の設計書を持ってきなさいと。あれはもう設計事務所に入れて設計事務所のほうでやって、あの内容も私はチェックをした人間だったので、そこでやっぱり妥当性を見ながらやってきた。なので、わざわざ設計事務所にまたお金をかけて頼むよりも、もうそこは直近でやった、もう1年前ですから。ただ、物価高騰というののもちょっと加味しなきゃいけないけども、なるべくうちとしては安価でいいものをしてもらいたいという思いがあって、そのときの単価と見積書の単価と思い切り調整しながらこの単価でいけるんじゃないかということで、ちょっと高めの単価だったのを修正して低めにしたりだとかということでやらせていただきました。

ですので、ほぼほぼ設計事務所が設計をやったのと同じような感覚でやりましたが、結果的にこのような最低価格を潜るというような形の結果になったのは非常に我々としては見込みが甘かったのかも分かりませんが、ただそういう思いじゃなくて、やっぱり行政ですしね、民間の単価というわけにいかないで、先ほど副町長がお話をしたように、適切な単価を入れて結果的には対応した結果がこのようになったというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

8 番 田 代 私はこれを見てすごい感じたのが、最低価格未満の業者が4,297万円と4,236万円ですよね。副町長の説明だとこの業者は手元に在庫を持っていたんだろうと、ではないかと。だから設計額より安く入ったんじゃないのかなということで、それも仮説ですけども、何かちょっともったいないなという感じがします。

それとあともう一点が、見積り1者というのはちょっと気になりますよね。町長が1級建築士でしっかりチェックされたのはよろしいかと思うんですけど、その後、この管理。5,000万円を超える4,547万円の落札額ですから、これ

を管理されるのはどなたがどういうふうに管理していくのか、その辺について
お願いいたします。

副 町 長 ありがとうございます。この辺の現場の管理については、まちづくり課のほ
うに現場管理を任せるといとか、責任を持って対応するようにとということで私
のほうからお話はもう既にして通してありますので、まちづくり課の者で現場
を管理していくというふうに考えております。

以上です。

8 番 田 代 先ほどから町長からお答えがあったように、何でも委託すればいいというも
のではないという中で、今回は見積り徴集と町長がチェックされて行ったと。
それも一節でよろしいかと思うんですけれども、やはり見積りが3者出して1
者しか来ない。普通だったら5者、6者来て、高いのと低いのを外して平均値
を出す。その辺が筋論かなと思うんですよ。ですからその辺については手法に
ついてこれから検討いただきたいということを要望して終わりにします。

議 長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませ
んか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。

議案第28号工事請負契約の締結について（令和8年度松田町生涯学習センタ
ー屋上防水工事）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求め
ます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第29号令和8年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算（第1

号)」を議題といたします。町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第29号令和8年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）第1条、令和8年度松田町寄簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）第2条既定の予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,229万6,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,237万5,000円」に改め、資本的支出の予定額次のとおり補正する。

（科目）、（既決予定額）、（補正予定額）、（計）で申し上げます。

収入、第3款資本的収入1,290万円、1,080万円、計2,370万円。

第1項企業債1,290万円、1,080万円、2,370万円。

支出、第4款資本的支出3,519万6,000円、1,087万9,000円、4,607万5,000円。

第1項建設改良費1,621万1,000円、1,087万9,000円、2,709万円。

（企業債の補正）第3条予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的、簡易水道事業。限度額2,370万円、起債の方法、普通貸借または証券発行、利率、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）、償還の方法、政府その他金融機関の資金については、融資条件による。ただし、措置期間及び償還期間を短縮、もしくは繰上償還または低利に借り換えることができる。

令和8年4月24日提出、松田町長 本山博幸。

よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和8年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、宇津茂水源の取水ポンプの故障により、その更新工事を

早急に実施する必要があるため補正をするものです。また本設備は、水源取水ポンプであり、水道水の安定供給に直結することから、緊急的に対応する必要があることから、本臨時会において御審議をお願いするものです。

補正の内容といたしましては、宇津茂水源取水ポンプ更新工事に要する経費の計上及びその財源といたしまして企業債の借入金の補正をさせていただくものです。

6・7ページをお願いいたします。令和8年度補正予算内訳書の資本的収入及び支出の収入でございます。

款3資本的収入、項1企業債、目1企業債につきましては、宇津茂水源取水ポンプ更新工事に伴い、寄簡易水道事業債として1,080万円の補正をするものです。

8・9ページをお願いいたします。款4資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良費、節21工事請負費につきましては、宇津茂水源の取水ポンプ故障に伴う更新工事といたしまして1,087万9,000円を補正するものです。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 1点お伺いをいたします。宇津茂取水ポンプの故障で緊急的に対応ということですが、この宇津茂取水ポンプについて、設置時期、その間の故障等の状況はいかがだったか。どのぐらいたって故障してしまったのか。そうすると、これはポンプは多分複数、2基を交互運用していると思うのですが、その辺の今後もう1基の状況はどうなのか。その辺が分かれば教えていただきたいと思います。

環境上下水道課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、現在使っている取水ポンプの設置年度については、設置年は平成20年に設置されたものでございます。設置後16年ほど経過しておりまして17年ぐらいですかね。耐用年数は既に過ぎております。水源については、1基で稼働しておりますので、今現在は応急復旧をしまして、仮設、仮のですね復旧をしている状況で稼働しております。

以上です。

- 9 番 井 上 そうですか。ちょっと確認なんですけども、この宇津茂の取水ポンプというのは寄管理センターの裏にあるポンプということで理解をしてよろしいですか。であれば、そこをたしか去年か一昨年にあそこの部分の改修をして、その後、何か現地視察で見せていただいた覚えがあるんですけれども、そことはまた違うところなんですかね。

環境上下水道課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

場所につきましては議員のおっしゃるとおりの場所です。あと以前修理したところとは全く違う、今回は取水ポンプ自体の故障ですので、井戸深く一番下にあるあそのポンプ自体の故障というところでございます。

以上です。

- 9 番 井 上 分かりました。ほかのところもやはり日常、こういったインフラ整備として必要不可欠な部分というのはやはりポンプは原則、故障したときの想定の中で交互運用というのを想定をしているんじゃないかなというふうに私は理解していたんですけれども、状況としては単独運用をされていると。そういった部分が寄簡易水道事業全般について多いのかどうなのか。そこの部分についての説明をいただきまして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

環境上下水道課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今ついている水源のポンプ自体は、今140件ほど供給している状況でございます。揚水量については140件分を賄えるだけのいま時点は揚水量ありますので、今ついている1基で対応できているという状況でございます。

以上です。

- 9 番 井 上 ほかのところもそういう状況なんですか。

環境上下水道課長 ほかのところは交互運転をしているところもありますので、そういうところは給水のほうは賄えている状況でございます。

議 長 ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論を省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。

議案第29号令和8年度松田町寄簡易水道事業会計補正予算（第1号）について原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議員派遣について」を議題といたします。この件につきまして、議会閉会中の調査活動等の今後の計画についてお手元に配付のとおり派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。議会閉会中の調査活動等に議員を派遣することに決定いたしました。なお、日程派遣議員に変更等が生じた場合には、議長に一任をお願いいたします。

以上で予定しました日程の全てが終了しました。これをもって本臨時会を閉会といたします。慎重な御審議ありがとうございました。

（11時58分）